

第七十一回国 参議院議院運営委員会図書館運営小委員会会議録第一号

平成二十一年七月二日(木曜日)

午後三時開会

平成二十一年一月五日議院運営委員長において本小委員を左のとおり指名した。

- 池口 修次君
小川 勝也君
大島九州男君
風間 直樹君
川合 孝典君
友近 聡朗君
水岡 俊一君
米長 晴信君
秋元 司君
世耕 弘成君
伊達 忠一君
丸川 珠代君
丸川 義家 弘介君
魚住裕一郎君
山本 博司君
伊達 忠一君

同日議院運営委員長は左の者を小委員長に指名した。
小委員長の異動
六月二十三日小委員長伊達忠一君は委員を辞任した。
七月一日議院運営委員長において伊達忠一君を小委員長に選任した。

- 小委員の異動
一月十五日 辞任 大島九州男君
一月十六日 補欠選任 金子 恵美君

同日

- 金子 恵美君
川合 孝典君
山本 博司君
風間 直樹君
丸川 珠代君
魚住裕一郎君
友近 聡朗君
米長 晴信君
伊達 忠一君
丸川 直樹君
川合 孝典君
友近 聡朗君
魚住由美子君
米長 晴信君
伊達 忠一君
丸川 珠代君
魚住裕一郎君
山本 博司君

出席者は左のとおり。
小委員長
小委員

- 伊達 忠一君
池口 修次君
小川 勝也君
風間 直樹君
川合 孝典君
友近 聡朗君

事務局側

- 事務局長 小幡 幹雄君
事務次長 橋本 雅史君
議事部長 東海林壽秀君
委員部長 諸星 輝道君
記録部長 富山 哲雄君
警務部長 吉岡 拓君
庶務部長 古賀 保之君
管理部長 中村 剛君
国際部長 井高 育央君
館長 長尾 真君
総務部長 内海 啓也君

本日の会議に付した案件

○国立国会図書館法の一部改正に関する件
○国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程の制定に関する件

○小委員長(伊達忠一君) ただいまから図書館運営小委員会を開会いたします。

国立国会図書館法の一部改正に関する件及び国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程の制定に関する件を議題といたします。まず、図書館長の説明を求めます。

○国立国会図書館長(長尾真君) 御説明申し上げます。

第一に、国立国会図書館法の一部改正に関する件であります。これは、国、地方公共団体、独立行政法人等の提供するインターネット資料がこれらの機関による国民への情報伝達の手段として主要な地位を占めるに至っている状況にかんがみ、国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、これらのインターネット資料を収集するための制度を設けようとするものであります。

この法律は、平成二十二年四月一日から施行することといたしておりますが、インターネット資料の収集のための複製に係る著作権法の一部改正も併せて行うことといたしております。

第二に、国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程の制定に関する件であります。これは、ただいま御説明いたしましたインターネット資料の収集のための記録媒体への記録に関し必要な事項を定めようとするものであります。この規程につきましては、平成二十二年四月一日から施行することといたしております。

○小委員長(伊達忠一君) それでは、質疑を行います。質疑を希望される方は、挙手の上、小委員長の指名を受けてから御発言をお願いいたします。

○友近聡朗君 民主党・新緑風会・国民新・日本の友近聡朗です。

質疑のある方は順次御発言を願います。持ち時間が七分しかありませんので、サッカーといえばもうロスタイムだと思っておりますので、なる

べく端的に御質問させていただきたいと思いま

まず、この国立国会図書館のWARPという情報収集システムなんですけれども、既に平成十四年から始まって、十八年に名称も変更して本格事業化が進められていると思えますけれども、これに加えて今回法改正が必要な理由を教えてください。

○国立国会図書館長(長尾真君) この権利者の許諾による収集におきましては、許諾しない機関のインターネット情報を収集することができません。したがって、事業開始から七年経過しました現在でも、私人の著作物が含まれる等の理由により許諾をしないという事例が見られるわけでございます。

現状では、インターネット情報の逸散を可能な限り防ぎ、また国政審議の補佐に供するという目的を十分に達成することは難しいため、公的機関のインターネット資料について制度化を行うということにしたいというわけでございます。

○友近聡朗君 今の質問に関連するんですけれども、当初、このいただいた資料によりまして、国のタイトル数三十七、それが平成二十一年五月末現在五十五と、少しずつ国として地方公共団体、独立行政法人とタイトル数は増えてきているんですけれども、今現在、人事院、内閣府、外務省、大阪府などの情報収集はできていないというふうにお伺いしておりますが、この法改正によってその情報収集は可能になるのかどうか、お伺いしたいと思えます。

○国立国会図書館長(長尾真君) この法律が施行されますと収集ができるということになります。○友近聡朗君 ありがとうございます。情報収集をインターネットの方ですということであるんですが、国立国会図書館には元々納本制度という制度があるかと思えます。紙とウエブで、双方出ている出版物もありましたけれども、この法改正後に納本制度から除外されるといようなことがあるのか、教えてください。

○国立国会図書館長(長尾真君) この場合は、紙で納本をしていただく場合と電子納本していただく場合と、収集する場合と両方が行われます。従来から紙とCD-ROMなんかでいただいていることもありまして、内容的にはタブついているかもしれないけれども、形式が違っておりまして、異なる出版物として扱うということにしておりまして、今回もそういうことでございまして。

○友近聡朗君 ありがとうございます。それでは、今現在議員や政党等が提供しているインターネット情報というのは今回の法改正で収集される対象に含まれるのかどうか、そしてそれは今現在も収集されているのかどうかということをお教えください。

○国立国会図書館長(長尾真君) 現在の出版物の納本制度では、議員、政党等が提供していただけるものは納本義務になっておりませんが、インターネット資料は対象となりません。ただ、将来的に収集範囲の拡大も視野に入れておりまして、政党とか国会議員のホームページも検討の対象になるかと思えます。

失礼しました。最初に申しました納本制度の場合、紙で来る場合は議員さんとか政党の発行しておられる出版物もいただいておりますが、電子資料は今回のものには対象になっておりません。○友近聡朗君 先般、文教科科学委員会の方で著作権法が新しく改正されたところではあるんですけども、そこで、皆さんがいつも御利用になられているヤフーとかグーグルの検索エンジンを検索するときそれを複製することが著作権法違反になるのではないかとということで先般改正がされました、それが日本国内でも可能になったというふうに理解しております。

ウエブの情報収集するという点ではこのWARPというシステムも同じではないかというふうに感じるんですけども、今回の規定との違いはどのような点にあるのか、お聞かせください。○国立国会図書館長(長尾真君) 今回の規定は、

ウエブ上の情報を当館が逸散を防ぐために蓄積して利用に供するということを目的として収集するわけでございます。一方、検索エンジンの場合は、検索を行うために必要な範囲でウエブ上の情報収集、整理、解析、検索等の表示を著作権者の許諾を得なくても可能とするものであると聞いておりますが、ウエブ上の情報を複製、収集するという点では似ておりませんが、権利制限の要件となる収集の目的が異なっております。私どもの場合は過去のものもきちっと蓄積する、それに対して検索エンジンの場合も過去のものは蓄積していない、こういう違いがあるわけでございます。

○友近聡朗君 今回の法改正なんですけれども、著作権の制限を伴うものであるとお伺いしています。著作権を制限する規定を国会図書館法の本体ではなくて著作権法に置く理由というのを教えてください。

○国立国会図書館参事(内海啓也君) 著作権法に置くことによって制限規定の一覧性が高くなるということ、国民に対しても分かりやすくなるということがございます。また、関連する改正が行われる場合にも見落としが少なく、規定間の調整が容易になるということもございまして。例えば、特許審査、薬事審査等のための手続に関する複製、それから情報公開に伴う複製等につきましても、各法に著作権の特例規定を設けるのではなく、著作権法の中で必要な規定を置いていくというものでございます。

○友近聡朗君 質問通告していませんけれども、納本制度というの、あと七、八年で書庫が満杯になるといふふうにお伺いしています。これからインターネットで情報を収集するときに、その蓄積する容量がどんどん増えていくというふうな単位で情報が蓄積されるということなんですけれども、このようなところに予算措置がどのぐ

らい必要なのかどうか。また、どのような単位という期間で容量が増えていくのかということももし分ければ教えてください。

○国立国会図書館長(長尾真君) これは率直なところ、やってみないと分かりません。ただ、総務省の平成十六年の時点での調査によりますと、日本中のインターネット情報のデータ量は十三・六テラバイトというふうな言っておりますので、それから比べると随分少ないということとは事実だろうと思われまして。それから、その収集につきましては、現在私どもが持つております記憶装置で当面はやれるかと思えますが、これは今後の推移を見て、膨大になればまた予算要求もすることを検討しなければいけないかなと思っております。

○友近聡朗君 関連して、これも通告していませんが、同じ情報を収集したときに、いわゆる前回入っていたものと同じものを取り入れるのは無駄だと思っておりますが、いわゆる差分と言われるのに関してのシステムというのは構築されているのかどうか、お伺いしたいと思えます。

○国立国会図書館長(長尾真君) 現時点で私どもが使っておりますソフトウェアは差分じゃなくて取ってくるというので無駄が多いわけですが、現在日本国内及び外国でも差分収集のソフトの研究開発がなされておりますので、近くそういうものが使えるだろうというふうな思っております。

○友近聡朗君 ありがとうございます。いずれにしても、公共の利益というのと権利者保護のバランスというのが大事になると思えますので、その辺に留意して事業の方を進めていただければと思います。以上で終わります。

○米長晴信君 民主党の米長晴信です。あと四分半残っておりますので、短く質問をさせていただきます。ちょっと改めてなんですけれども、今回対象となる発信側の国ですか独立行政法人とありま

したけれども、対象者を改めて教えていただけませうでしょうか。

記録は国会図書館に資料として残るといふ意味もあるんですけども、そうでなくて、その中身が不適切だとか、あるいは何かの理由でそのページに書かれている情報自体がむしろ消さなきゃいけないというようなケースもあると思うんですけども、そういったことにはどういうふうに対処するんですか。

○米長晴信君 こういった公共団体を中心とした情報というのは元々だれでも全国あるいは全世界でインターネットさえアクセスすれば閲覧することができるんですけども、それをあえて国立国会図書館で収集する意義というのを教えてください。

○国立国会図書館長(長尾真君) 一般のウェブサイトに限らず、危険性がございまして、今回につきましては、国、地方公共団体、国立大学、独立行政法人等に限り集めるということにいたしました。そのウェブサイトの中には今御発言のありましたようなものはないと想定しております。

○国立国会図書館長(長尾真君) アメリカではインターネットアーカイブ社という民間がやっておりますが、これはアメリカの著作権法にフェアユースの規定があるから一応やれるんだというふうに推定しております。それに対して、日本の場合は著作権法を改正しない限りそういうふうになりまして、今回、国立国会図書館法でこれを決めていただくまで、それに付帯して著作権法に制限を掛ける、そういう形でやりたいということでございます。

○米長晴信君 残り時間がないので。意味は、何か十年前の資料にぶち当たったんだけれども、でもそれは今の行政の中身と全然違うというふうなもの、つまり今の情報と違うものを利用者がアクセスする危険性というのがあると思うんですけども、それは資料を蓄積しますけれども、元が更新されたら元の資料も更新されるのか、そういうことをお伺いしているんですが。

○米長晴信君 これらのそれぞれのホームページ、いろんなページが、表紙のページから、そこから先にリンクしていくとかいろいろありますけれども、それらすべてを収集するということですかね。中身が具体的にちよつと見えないんですけども。

○国立国会図書館長(長尾真君) ウェブサイトの元の方がどういうふうなそれを処理なさるかというのとは私どもは分かりませんが、私どもが集めたものにつきましては、いついつ集めたものであるとか、この文書はいつ電子的に載せられたものであるとかいう日付は明示いたしますので、それを読む人が見ていただくことになるんじゃないでしょうか。

○国立国会図書館長(長尾真君) いわゆる収集口ポットというものがございまして、それはソフトウエアですが、それで集められるだけ集めると。ですけれども、それで集められない部分がウェブ情報の中にございますので、それについては先方の方に図書館に送信してもらうということを要請して義務付ける、送ってもらう、こういうつもりでございます。

○米長晴信君 あつという間に時間が来たので、これで終わります。

○米長晴信君 これ、法律ができて蓄積が始まりますと、物によってはそれぞれのホームページの容量が増えているから削除するという形で、その

○丸川珠代君 私は、現在国立国会図書館で既に実施されております現行事業のWARP、インターネット情報選択的蓄積事業というものと今回の法改正との関連についてお伺いしたいと思います。まず、このWARPと今回の法改正でどのような関連があるのか。収集されるもの、されないもの

のの区別というのはどうなるのかということをお教えいただけますか。

○国立国会図書館長(長尾真君) WARPにおきましては今二千三百か所ぐらいのところを、一々許諾を取って集めております。それで、それはインターネットでオープンができるという条件で許諾を得ております。今度のものにつきましては、集めるのは全部集めることができることになりまして、インターネット上でオープンにできるかどうかについては、これは許諾が得られたものについてオープンにすることによって進めていくつもりでございます。そういう差はございますが、表示されるものについてはWARPのものと同様から集めるものとの区別はございません。

○丸川珠代君 私の理解では、今回法改正で対象になるのは国や都道府県それから法人機構でも公的なものに関して著作権の制限をして収集をするというふうな理解をしておりますが、それでよろしいでしょうか。

○国立国会図書館長(長尾真君) そのとおりだと思います。

○丸川珠代君 そうなりますと、確認でございますが、その公的な機関のインターネット資料ではないもの、私的な機関であるとか一時的な主体の公的ではないインターネット資料に関して法改正の対象とはなっていないわけですが、これについても引き続き収集をするのでしょうか。

○国立国会図書館長(長尾真君) それにつきましては、今まで同様それぞれ許諾を得る努力をしながら集める範囲を拡大していきたいというふうには思っております。

○丸川珠代君 その収集したものについて、今後同じ画面から一元的に検索あるいは閲覧をすることができるようシステムになるのでしょうか。

○国立国会図書館長(長尾真君) そのようになるつもりです。

○丸川珠代君 ありがとうございます。その利用

しやすさという点について改善を重ねていただくことは非常に必要だと思っておりますけれども、過去のものを蓄積する意味というのを更に周知をして、また公益性を高めるための努力、今後どのようなことをしていこうとお考えでしょうか。

○国立国会図書館長(長尾真君) こういう方法で集めて公開していく努力をするということをして、ただ広くPRしていきたいというふうな思っております。

○丸川珠代君 改めて過去のものを蓄積する意味について御説明をいただけますか。

○国立国会図書館長(長尾真君) いろんな情報はやはり歴史的な流れの下で解釈がなされるわけでございますから、インターネット情報につきましても過去のものを蓄積して今日に至るまでの経緯が検索等ではつきり分かるというふうなことが非常に大事だと思っておりますので、でございます。

○丸川珠代君 そうなりますと、まずまず、収集のための許諾だけではなくて、公開のための許諾を取ることが非常に重要になってくると思っておりますので、やはり周知、この公益性それから過去のものを蓄積する意味について理解を深めるよう努力をさせていただきたいと思っております。

あわせて、もう一点質問したいのですが、収集することに意味があるという中で、ウェブサイトの更新というのは時を追うごとに非常に頻度を増しております。今どのような頻度で収集をしようとするのか、お伺いをしてよろしいでしょうか。

○国立国会図書館長(長尾真君) 今WARPでは年に二回ぐらい大体やっておりますが、先ほどもありましたように、ウェブサイトをコピーいたしますのでメモリー容量が非常に大きくなるというので頻度を上げるのはなかなか難しい。それに対して、差分収集のプログラムが使えるようになりまして、もつと良ければ二週間に一回ぐらいの頻度で集めることができるようになるだろうと思っております。

おいて、そういう方向の努力をしたいと思っております。

○丸川珠代君 分かりました。ありがとうございます。

○義家弘介君 自由民主党、義家弘介です。私からは、収集方法について御質問させていただきます。

デジタル時代に対応した国立国会図書館の機能を高めるためにも今回の法改正は非常に意義あることだと思います。納本制度に準じてインターネットの資料収集が行えるようになりますが、この具体的な収集方法それから収集頻度について、重複になりますけれども、簡潔にもう一度御説明ください。

○国立国会図書館長(長尾真君) 集める対象は、国、地方公共団体それから国立大学、独立行政法人ということでございます。そして、それがどれぐらいの数あるかというのは今調査中でございます。かなりの数に上ると思われます。

それをやはり自動収集で集めるということなんですが、自動収集に掛からない部分につきましては、提供者の方から送ってもらうというふうな要請をするということになるわけでございます。

○義家弘介君 先ほど丸川委員の方からも出ましたけれども、ウェブサイトは今、日々更新されています。それを考えると、収集の頻度を上げてより網羅的に収集できるようにしていかねければならない。しかし、今回の法改正は予算関連法案ではないから、施行に要する費用はないのかということ、それからまた、今後図書館に蓄積されるインターネット情報は増えていく一方になるわけですが、これについての対応、どのようにならしていくつもりなのか、御説明ください。

○国立国会図書館長(長尾真君) 収集頻度は先ほども申しましたけれども、差分収集ができるようになりまして頻度を上げられると。それまでは、年に一、二回から、激しく変化するものについてはできれば月に一回ぐらいの頻度で集めたいということでございます。

費用につきましては、集めるための手数は余り自動的にやりますから掛かりませんが、メモリーが、記憶装置が掛かります。しかし、それは現在WARPに使用しておりますシステムを流用できますので、特別な予算要求はせず通常の私どもの予算の範囲内でやるということになります。今回のことに関しましては多分年間二億円ぐらいの費用になるのではないかと想定しております。そのメモリーとか、そういうところの値段ですね、費用が。

○義家弘介君 最後に、国会図書館への提供、送信、送付を求められる資料とはどういった資料を想定しているのか、また自動収集により収集される資料とその提供を求められる資料との関係はどういうふうになっているのか、お答えください。

○国立国会図書館長(長尾真君) ウェブサイトの中でデータベースがぶら下がっているようなものがございますが、そういうものは一々検索の単語を入れないとデータが出てこないようなものになっていきますので、そこところは一律な形でウェブサイトに取ら取り出してここに持ってこれないという形になりますので、そういうデータベース関係については向こうから送ってもらうというふうな要求を出さないと駄目だろうと思っております。そういう種類のものが幾つかあるわけでございます。

○義家弘介君 ありがとうございます。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。長尾館長、本当に御苦労さまでございます。

私の認識では、ちょうど今ごろであれば、御説明をいたしておりましたフランス大学協会の言語学言語自動処理センターの御招待で、フランス・コンテ大学で館長が基調講演をなされているというふうな認識をしておいたわけでございますが、それを取りやめてこの答弁に立たれていくわけですが、本当に御苦労さまだなというふうな思っているわけでございます。

費用につきましては、集めるための手数は余り自動的にやりますから掛かりませんが、メモリーが、記憶装置が掛かります。しかし、それは現在WARPに使用しておりますシステムを流用できますので、特別な予算要求はせず通常の私どもの予算の範囲内でやるということになります。今回のことに関しましては多分年間二億円ぐらいの費用になるのではないかと想定しております。そのメモリーとか、そういうところの値段ですね、費用が。

○国立国会図書館長(長尾真君) 世界の主要国におきましては数年前からインターネット資料の収集の法制化がどんどん行われておりまして、その中で、国立国会図書館といたしまして、日々消えていったりするインターネット上の政府情報とにかく一刻も早く包括的に収集するという制度を確立するということをしなければならぬという認識を持ちまして、昨年、平成二十一年度の通常国会においてこの国立国会図書館法の改正をお願いしようとしたしまして、各機関への説明を行うなどの準備をしてきたわけでございます。

しかし、私どもの法律家の法案審査等の段階におきまして想定以上の時間を要したということもありまして、結果として、会期延長が決定された後にこの法案を御説明するという事態になったわけでございます。

○魚住裕一郎君 お言葉を返すようでございますが、各国の状況の御説明をいただきました。ただ、その法律制定は二〇〇四年とか二〇〇三年とか二〇〇六年でございます。別に去年とか今年いろいろな国がやったよというふうには見えないわけですね。どうして去年出さなかったのかということも含めて、ちょっと得心いかないというところを表明をさせていただきたいと思っております。

それから、先ほどアメリカの動向についての御質問があったわけですが、このインターネットアーカイブスですか、NPOか何かということでございますが、これ、フェアユースの規定ということでございますが、どうして日本で著作権法を改正してフェアユースの形で持つていく

という発想は成り立たないでしょうか。

○国立国会図書館長(長尾真君) 文化庁の著作権を議論する分科会におきましては、フェアユースを日本にも導入すべきでないかという意見の方が何人かおられました。それが最近、こ半年、一年ぐらいの間でかなり議論をされたと聞いております。ただ、日本の制度の成り立ちからしましてフェアユースはまだ時期尚早じゃないかというふうな御意見のようで、著作権分科会では、それは先般行われました著作権法改正には入れられておられないというのが実情でございます。

○魚住裕一郎君 先ほどの御説明によりまして、昨年八月ぐらいから各関係団体等で説明あるいは協議をされてきたというお話でございますけれども、これ立法化をするに当たって例えば図書館としてパブリックコメント、内閣の役所では結構パブリックコメントというのをやりますけれども、そういうことはされなかったのか。

それから、今回政府とか地方公共団体ということでございますけれども、例えば携帯小説みたいな、それははなから除外していたんでしょうか。

○国立国会図書館長(長尾真君) 今回の法案は対象機関が限定されております。国とかそういうところ限定されております。特にパブリックコメントを行っておりません。個別の機関、団体等に御説明をしております。また、著作権法改正に関しまして、著作権関係の諸団体に御説明をしております。

今おっしゃいました携帯小説等に関しましては、どこまでどういうふうを集めるのかがいいかというのはまだ議論のあるところであると認識しております。取りあえずは、先ほど申しました国とか地方公共団体、国立大学、独立行政法人という範囲でまずは集めるということを考えたいわけでございます。

○魚住裕一郎君 もちろん今携帯小説も小説ですから、歴史的意義というものは、文化的意義も大変深いと思っております。将来的には検討されていくということなんですか。

○国立国会図書館長(長尾真君) そうです。将来は収集の範囲をどこまでどういうふうにか拡大していくかということについては検討をしていきたいと思っております。

○魚住裕一郎君 納本義務では、民間に対して罰則といいますが、ちゃんと納めない罰則付きですよという形になるわけですが、今回地方公共団体とかそういう公のところでは罰則が、しかし、いわゆる住基ネットって御存じでしょうか。住民基本台帳のこのネットワークありまして、参加しない地方公共団体も出てきたわけですね。これ、多分罰則付いていないんだろと思えますけれども、いや、応じませんよと言ったときはどうするんですか。

○国立国会図書館長(長尾真君) 今回の改正案では、これまでのいわゆる官庁納本の規定と同様のことを考えまして、罰則規定は設けていないわけでございます。理解をいただけない機関があります場合には、当館が収集できるよう強制することはできないというところでございますが、相手方機関の理解が得られるように十分な広報とか説明とかをやりたいというふうには思っております。

○魚住裕一郎君 じゃ、もうあくまでも嫌よというの、しょうがないということですね。

○国立国会図書館長(長尾真君) さようでございます。

○魚住裕一郎君 これで終わります。

○小委員長(伊達忠一君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めます。

本日の質疑の詳細等、議院運営委員長に対する審査結果の報告につきましては、これを小委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○小委員長(伊達忠一君) 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後三時三十四分散会

〔参照〕  
国立国会図書館法の一部を改正する法律案  
要綱

第一 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録に関する事項

一 館長は、公用に供するため、国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより、国立国会図書館の収集資料として収集することができること。(第二十三条及び第二十五条の三第一項関係)

二 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料(その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、一の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。三において同じ。)について、館長の定めるところにより、館長が一の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならないこと。(第二十五条の三第二項関係)

三 館長は、国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、一の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供するよう求めることができること。(第二十五条の三第三項関係)

第二 施行期日等  
一 施行期日  
この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

二 経過措置  
第一の三は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている第一の一のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた第一の一のインターネット資料について適用すること。(附則第二条関係)

三 著作権法の一部改正  
1 国立国会図書館の館長は、第一の一により第一の一に規定するインターネット資料を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができること。(附則第三条関係)

2 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、第一の三の求めに応じインターネット資料を提供するため必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を複製することができること。(附則第三条関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこと。  
(附則第三条関係)

国立国会図書館法の一部を改正する法律案  
国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「納入」の下に「並びに」を挿入し、第二十三条の二に「並びに」を挿入する。

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識する

ことができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。)を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料(その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。)について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役割により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供するよう求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の三第三項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。  
(著作権法の一部改正)  
第三条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)

の一部を次のように改正する。

第四十二条の二の次に次の一条を加える。

(国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製)

第四十二条の三 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の三第一項の規定により同項に規定するインターネット資料(以下この条において「インターネット資料」という。)を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。

2 国立国会図書館法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、同法第二十五条の三第三項の求めに応じインターネット資料を提供するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を複製することができる。

国立国会図書館法の一部改正(新旧対照表)  
国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)

改正案

第二十三条 館長は、国立国会図書館の収集資料として、図書及びその他の図書館資料を次章及び第十一章の規定による納入並びに第十一章の二の規定による記録によるほか、購入、寄贈、交換、遺贈その他の方法によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によつて収集することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の図書館資料を国立国会図書館に移管することができる。館長は、国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政及び司法の各部門に移管し、又は交換の用に供し、若しくは処分することができる。

現行

第二十三条 館長は、国立国会図書館の収集資料として、図書及びその他の図書館資料を次章及び第十一章の規定による納入によるほか、購入、寄贈、交換、遺贈その他の方法によつて、又は行政及び司法の各部門からの移管によつて収集することができる。行政及び司法の各部門の長官は、その部門においては必ずしも必要としないが、館長が国立国会図書館においての使用には充て得ると認める図書及びその他の図書館資料を国立国会図書館に移管することができる。館長は、国立国会図書館では必ずしも必要としない図書及びその他の図書館資料を、行政及び司法の各部門に移管し、又は交換の用に供し、若しくは処分することができる。

理由

国、地方公共団体、独立行政法人等の提供するインターネット資料がこれらの機関による国民への情報伝達の手段として主要な地位を占めるに至っている状況にかんがみ、国立国会図書館が図書館資料の収集をより一層適正に行うため、これらのインターネット資料を収集するための規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

る。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。)を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料(その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。)について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供するよう求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

著作権法の一部改正(新旧対照表)  
著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)

改正案

現行(平成二十二年一月一日現在)

(国立国会図書館法によるインターネット資料の収集のための複製)

第四十二条の三 国立国会図書館の館長は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の三第一項の規定により同項に規定するインターネット資料(以下この条において「インターネット資料」という。)を収集するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することができる。

2 国立国会図書館法第二十四条及び第二十条の二に規定する者は、同法第二十五条の三第三項の求めに応じインターネット資料を提供するために必要と認められる限度において、当該インターネット資料に係る著作物を複製することができる。

(複製物の目的外使用等)  
第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行ったものとみなす。

- 一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。)、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条の二又は第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第四号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者

2 (略)  
二〇七 (略)

(複製物の目的外使用等)

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行ったものとみなす。

- 一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。)、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条の二又は第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(次項第四号の複製物に該当するものを除く。)を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物を公衆に提示した者

2 (略)  
二〇七 (略)

(著作隣接権の制限)

第二百二条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二第一号を除く。次項において同じ。)、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十四条(第二項を除く。)、並びに第四十七条の四から第四十七条の八までの規定は、著作隣接権の目的となつていない実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の九の規定は、著作隣接権の目的となつていない実演又はレコードの利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつていない実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第一百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第一百条の三」と読み替へるものとする。

2〇八 (略)

9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第一百条の二の録音、録画又は複製を行ったものとみなす。

- 一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十四条第一項若しくは第二項又は第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくはは影像を公衆に提示した者

二〇八 (略)

(著作隣接権の制限)

第二百二条 第三十条第一項、第三十一条、第三十二条、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二第一号を除く。次項において同じ。)、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十四条(第二項を除く。)、並びに第四十七条の四から第四十七条の八までの規定は、著作隣接権の目的となつていない実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の九の規定は、著作隣接権の目的となつていない実演又はレコードの利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつていない実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第一百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第一百条の三」と読み替へるものとする。

2〇八 (略)

9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第一百条の二の録音、録画又は複製を行ったものとみなす。

- 一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十一条第一項第一号、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十四条第一項若しくは第二項又は第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくはは影像を公衆に提示した者

二〇八 (略)

国立国会図書館法によるインターネット資料の記録に関する規程案  
(収集目的の達成に支障がないと認められるインターネット資料)

る法律(平成二十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の三第二項に規定するその性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、同条第一項の目的の達成に支障がないと認められるインターネット資料は、次に掲げるものとする。

- 一 当該インターネット資料を公衆に利用可能とした者の事務に係る申請、届出等を受けることを目的とするもの
- 二 長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであつて、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるもの

(インターネット資料の記録を適切に行うために講ずべき手段)

第二条 法第二十五条の三第二項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が講じなければならぬ手段は、同項のインターネット資料を公衆に利用可能としている電子計算機において、館長の定める基準により、法第二十五条の三第一項の記録を行うために必要な情報を加え、又は同項の記録を妨げる情報を削ることとする。ただし、当該者が当該電子計算機について当該手段を講ずる権限を有しない場合は、この限りでない。

(公示)

第三条 館長は、法第二十五条の三第三項のインターネット資料及び前条の基準を定めたときは、官報により公示するものとする。

(委任)

第四条 この規程に定めるもののほか、インターネット資料の記録に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正す